

令和8年4月20日

関係各位

京 浜 港 長

港長公示（航泊禁止）の解除について

平素から航行安全業務にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、京浜港川崎区第2区東扇島沖（KK1 錨地）における航泊の禁止につきましては、別添のとおり、令和8年4月20日10時10分をもって解除いたします。

また、KK1 錨地の使用制限につきましても、同時刻をもって解除いたします。

関係各位におかれましては、貴所属船舶等に対して周知のほどよろしくお願いいたします。